

原議保存期間	30年(平成62年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙企画発第6号、丙人発第107号
丙会発第28号
平成31年4月1日
警察庁長官官房長

今後の日本社会の変化に適応する警察運営に向けた取組について(通達)
日本社会は、人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等の変化に直面しており、今後、2045年には総人口が5,000人未満の市区町村が全市区町村の4分の1以上を占めるという推計や2025年には老年人口割合が30%を超えるという推計があるほか、就業者に占める外国人の割合が増加することも予想される。また、IoTをはじめとしたサイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスが登場しているほか、自動運転の技術の実用化、FinTechの推進等に向けて官民挙げて取組が進められるなどしており、科学技術分野の発展による社会の急速な変化が見込まれるところである。

警察は、このような社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応していく必要があるが、そのためには、警察運営の在り方について不断に検討・見直しを行い、その合理化・効率化を進め、また、第一線における職員の職務執行を支える取組を充実させるなどして、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立することが重要である。

このような認識を踏まえ、当面取り組むべき事項を下記のとおり示すので、各位にあつては、地域の実情、組織の体制等の各位が置かれた状況を考慮しつつ、今後の日本社会の変化に適応し、もって国民の期待と信頼に応えるための警察運営に向けた取組を推進されたい。

また、実施済みの取組についても、実施・活用状況の把握を行い、必要な場合には廃止することも含め、不断の見直しに努められたい。

記

1 取り組むべき事項

(1) 警察運営の合理化・効率化

ア 柔軟な組織運営の推進

地域における人口構造や都市の在り方、警察行政に係るニーズ等の変化を的確に把握し、必要な地域・分野への警察力配分の重点化や部門を

超えた連携の在り方の見直しを進めるなど、柔軟な組織運営に努めること。

イ 効率的な業務運営の推進

限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げるため、IT技術を積極的に活用するなどしつつ、業務のあらゆる場面・過程に目を向けた効率化のための取組を進めること。

また、不適正な取扱いや合理性・効率性を欠く業務運営を認知した場合には、その制度的要因・背景を分析し、業務の仕組みそのものの見直しを含めた、業務運営の改善を図ること。

ウ 関係機関との連携・共同対処の推進

警察活動の過程で把握した国民の行政ニーズにより一層的確に対応することを可能とするため、警察が保有する情報の共有を含む他の行政機関との連携体制の構築を推進すること。

(2) 第一線における職務執行を支える取組

ア 相談・照会体制及びマニュアル等の整備

第一線において即時に事案に対処しなければならない職員の職務執行を支援するため、職員からの相談・照会に直ちに応じる窓口を警察本部に設けるなど、職員のニーズに沿った形で相談・照会体制の整備・拡充を図ること。

また、職員から警察本部に寄せられた相談・照会内容を踏まえてマニュアルを整備・改定したり、当該内容を検索可能な形で共有したりするなど、現場を支えるサポート体制の充実に努めること。

イ 職員の安全な職務執行及び警察施設のセキュリティの確保

具体的な場면을想定した実戦的な総合訓練の実施、警察装備品の機能の向上、運用態勢の見直し等、安全な職務執行を確保するための取組を進めるとともに、交番をはじめとした警察施設のセキュリティの確保に努めること。

ウ ワークライフバランス等の推進

職員の勤務意欲を向上させるため、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等、警察における働き方を変え、ワークライフバランス等を確保するための取組を強化すること。

(3) 先端技術等の活用

ア 情報管理システムの合理化・高度化

各都道府県警察において個別に整備されているシステムについて、全国的な相互連携や仕様の統一等、情報管理システムの合理化・高度化を

推進し、警察全体の業務の合理化・効率化を図るとともに、行政手続や事業活動等、社会全体で急速に進むデジタル化に適切に対応すること。

イ 警察活動の一層の質的向上

全国的な連携・斉一性に配慮しつつ、AIやIoTといった先端技術を活用したり、警察が保有するデータについて外部の知見を活用しつつ高度な分析を行ったりするなど、警察組織全体における先端技術等の効果的な活用を推進し、警察活動の一層の質的向上を図ること。

2 推進体制

(1) 警察庁における推進体制

警察庁に、別紙のとおり「警察運営イノベーション推進室」（以下「推進室」という。）を設置し、1に記載する取組の実行状況の把握及びこれらの取組の更なる推進を図るものとし、おおむね1年に1回、警察庁における取組の実行状況等について推進室に報告するものとする。

また、推進室が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

(2) 各都道府県警察における推進体制

各都道府県警察においても、警察庁のものを参考に推進体制を構築すること。

推進体制の構築に当たっては、組織内の職員の意見を幅広く把握できる体制となるよう努めること。

警察運営イノベーション推進室構成員表

室長	長官官房長
副室長	総括審議官 政策立案総括審議官 首席席監察官
室員	総務課長 企画課長 人事課長 会計課長 生活安全企画課長 刑事企画課長 組織犯罪対策企画課長 交通企画課長 警備企画課長 外事課長 警備第一課長 情報通信企画課長 その他室長が指名する者

※ 推進室の庶務は、企画課において処理する。